

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 91 税効果会計における資産負債法

平成 27 年 5 月 26 日に、企業会計基準委員会 (ASBJ) は、企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」を公表しました。この適用指針では、繰延税金資産の回収可能性を判断する手順が規定されています。

そもそも、繰延税金資産の回収可能性を検討すべき理由は、我が国の税効果会計が、「資産負債法」という考え方に基づいているためです。

そこで今回は、資産負債法について、「繰延法」と呼ばれる考え方と比較して説明します。なお、説明は繰延税金資産に焦点を置くことにします。

(ア) 繰延法

繰延法とは、会計上の収益又は費用と税務上の益金又は損金との額に差異がある場合に、そのうちいずれ解消する差異について、発生した年度の当該差異に対する税金軽減額を繰延税金資産として計上する方法です。

繰延法では、差異が発生した年度における損益計算を重視しているため、適用される税率は差異が発生した年度の税率となります。したがって、将来に税率が変更される場合であっても、繰延税金資産の金額を再計算することはありません。

(イ) 資産負債法

資産負債法とは、会計上の資産又は負債の金額と税務上の資産又は負債の金額との間に差異がある場合に、この差異が解消されて税金を減額させる効果があるときに、この差異に対する繰延税金資産を計上する方法です。

資産負債法では、差異が将来解消されるとき税金支払額への影響を貸借対照表に表現することを重視しているため、適用される税率は差異が解消される将来の年度の税率となります。したがって、将来に税率が変更される場合には、繰延税金資産の金額を再計算します。

以上